

意見案第4号

別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書

我が国では、厚生労働省の人口動態統計によれば平成12年以降毎年20万組以上の夫婦が離婚しているが、そのうち約60%は未成年の子どもがいる夫婦である。

夫婦の離婚に際して、現在の法制度のもとにおいては、未成年の子どもがいる場合、父親か母親のどちらかに親権者を決める単独親権制度を採用しており、親権は監護の継続性を重視し、現にどちらの親が監護をしているかが基準となっている。

このことから、離婚に伴う子どもの親権や監護の権利を優位に進めるため、婚姻中において、一方の親の同意を得ずに子どもを連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方的に断たれる事例が多発している。

全ての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有し、また、父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。

よって、国においては、子どもの権利条約の趣旨に鑑み、夫婦の離婚または別居後において、子どもの最善の利益を確保し、別居親と子どもの交流に問題がないと認められる場合には、子どもと父母が親子として継続的な関係を持つことのできる環境を実現するため、必要な法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連